

■報告第 1 号 専決処分の報告について（平成25年度 認定こども園たのの新築工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成25年6月12日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成25年度 認定こども園たのの新築工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る1月30日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成25年度 認定こども園たのの新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 金 額	190,575,000円（内消費税9,075,000円）
変更契約金額	194,292,000円（内消費税9,252,000円）
増 減 額	3,717,000円（内消費税 177,000円）
契約の相手方	四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額(千円)
地業工事 屋外工事等	・ 地中に予期せぬコンクリート構造物が埋設されていたため、解体撤去を行う。 ・ 傷みの激しい敷地周辺道路のアスファルト舗装を改修する。	1,084
家具工事 木工事等	・ 造作家具の追加と、天井及び床の耐久性と安全性を高めるために補強を行う。 ・ 道路に面する部分の景観を高めるために、庇の下地板等をヒノキ板張りとする。	1,718
庇工事	・ 雨天時の園児の迎えをよりスムーズにするため、玄関前の庇を拡張する。	915